

東部大阪都市計画火葬場の決定（東大阪市決定）

都市計画火葬場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	火葬場名			
227-1	東大阪市火葬場	東大阪市布市町三丁目・ 中石切町六丁目	約 2.3ha	火葬炉 12 基

区域は計画図表示のとおり

理 由

東大阪市では、市立斎場として長瀬斎場、小阪斎場、楠根斎場、岩田斎場、額田斎場、荒本斎場という6つの斎場を設置している。長瀬斎場を除く5つの斎場はいずれも施設・設備の老朽化が進行し、旧式の火葬炉が設置されている斎場もあるため、現状のままでは増加する火葬件数への対応が困難であると想定される。また、大規模な震災などが発生した場合への適切な対応など、市民のニーズに応えることができる施設整備が求められている。

こうした状況を踏まえ、東大阪市第3次総合計画において、「健康づくりと保健衛生の推進」として「今後増加が予測される火葬需要への対応も含め、斎場の整備を進める」とされている。また、「東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）」を策定し、その中で、増加する火葬需要への対応や管理運営の効率化等を図るために、長瀬斎場を除く5つの既存斎場を集約して、新しい斎場（以下「新斎苑」という。）を整備する方針としている。さらに、この方針に基づき、新斎苑を整備するうえでの基本的な条件や、基本理念・基本方針等について検討・整理し、その基本的な考えを示す「東大阪市新斎苑整備基本構想」を策定している。

これらの計画に基づき、適正な規模の火葬場を適正な位置に整備し、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため、火葬場の位置を都市計画に定めるものである。